

令和5年6月
浜田市議会定例会議議案

令和5年6月16日

令和 5 年 6 月 浜田市議会定例会議付議事件

議 案

- 議案第 33 号 浜田市人権を尊重するまちづくり条例の制定について
- 議案第 34 号 浜田市印鑑条例及び浜田市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第 35 号 浜田市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第 36 号 浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 37 号 浜田市外来検査センター条例を廃止する条例について
- 議案第 38 号 浜田市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 議案第 39 号 財産の取得について（生活路線バス）
- 議案第 40 号 財産の取得について（高規格救急自動車）
- 議案第 41 号 財産の取得について（高機能消防指令センターシステム）
- 議案第 42 号 市道路線の認定について（美川北 62 号線）
- 議案第 43 号 令和 5 年度浜田市一般会計補正予算（第 2 号）

報 告

- 報告第 5 号 専決処分の報告について（浜田市税条例の一部を改正する条例）
- 報告第 6 号 専決処分の報告について（浜田市高速情報通信基盤整備引込宅内工事の変更契約）
- 報告第 7 号 専決処分の報告について（令和 4 年度浜田市一般会計補正予算（第 16 号））
- 報告第 8 号 専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）
- 報告第 9 号 令和 4 年度浜田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第 10 号 令和 4 年度浜田市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報告第 11 号 令和 4 年度浜田市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報告第 12 号 令和 4 年度浜田市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 報告第 13 号 放棄した市の私債権の報告について
- 報告第 14 号 放棄した市の私債権の報告について

議案第 33 号

浜田市人権を尊重するまちづくり条例の制定について

浜田市人権を尊重するまちづくり条例を次のように定める。

令和 5 年 6 月 16 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市人権を尊重するまちづくり条例

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」とした世界人権宣言の理念は、人類普遍の原理です。

我が国においても、基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、部落差別の解消の推進に関する法律等が制定され、差別の解消の推進や人権を尊重する社会の実現のための取組が積極的に進められています。

浜田市は、日本海交易の中心地の一つとして、他の地域と結びつき、多くの人との交流を通して多様な文化を取り入れながら発展してきた都市です。

平成20年には、島根あさひ社会復帰促進センターの開所を契機に、人権尊重の都市の実現を目的として、浜田市人権尊重都市宣言を制定し、人権問題について共に考え、理解し、お互いが人権を尊重する心豊かな住みよいまちを築く取組を進めてきました。また、令和2年には、浜田市協働のまちづくり推進条例を制定し、その基本理念に基づき、一人ひとりが相手の立場や違いを尊重し、お互いを助け合うことにより、協働のまちづくりを推進しています。

しかしながら、依然として、様々な人権侵害や差別が存在しています。特に、社会経済情勢や時代の変化に伴い、インターネットを利用した悪質な書き込み、性的指向と性自認への誤った認識による発言、新型コロナウイルス感染症をはじめとする疾病等を理由とした偏見などの人権侵害や差別が新たな課題として生じています。

このような課題を解決し、一人ひとりが尊重される社会を実現するためには、一人ひとりの個性、違い、様々な文化を多様性として認め合い、人権に関する様々な課題についての認識を深めるとともに、差別を無くす意思を持ち、行動を起こすことが必要です。

ここに、私たちは、お互いの人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現を目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重のまちづくりを推進するための基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、あらゆる差別及び偏見の解消を図り、もって全ての人がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、又は滞在する者（通勤又は通学をする者を含む。）をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行うものをいう。

(基本理念)

第3条 人権尊重のまちづくりは、全ての人は等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるという考えの下、一人ひとりの個性を尊重し、多様性を認め合い、共に支え合う心の醸成に努めることにより行わなければならない。

(差別及び人権を侵害する行為の禁止)

第4条 何人も、家庭、職場、学校、地域、インターネット上その他社会のあらゆる場所及び場面において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 年齢、障がい、人種、国籍、言語、性別、性的指向、性自認、疾病、被差別部落出身その他の事由を理由とした不当な差別的行為
- (2) いじめ、虐待、体罰、ハラスメント（行為者の意図にかかわらず、相手方を不快にさせ、相手方の尊厳を傷つけ、又は相手方に不利益若しくは脅威を与えることをいう。）その他の人権を侵害する行為

(市民の権利)

第5条 市民は、一人ひとりが個人として尊重され、自分らしく生きる権利を有する。

(市の責務)

第6条 市は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権尊重のまちづくりに必要な施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するものとする。

2 市は、人権施策の推進に当たっては、市民及び事業者並びに国、県その他の関係機関と連携して取り組むものとする。

(市民の責務)

第7条 市民は、基本理念にのっとり、自ら人権尊重の意識の高揚に努めるとともに、自らの権利を行使するに当たっては、社会の構成員としての責任を自覚し、常に他者の人権を尊重するものとする。

2 市民は、市が推進する人権施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第 8 条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に関わる者の人権尊重の意識の高揚に努めるとともに、人権を尊重した事業活動を行うものとする。

2 事業者は、市が推進する人権施策に協力するよう努めるものとする。

(人権施策の推進)

第 9 条 市は、人権施策を総合的かつ計画的に推進するため、人権施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 人権施策の基本理念及び基本目標

(2) 人権尊重の意識の高揚を図るための教育及び啓発に関すること。

(3) 人権に関する課題に対する取組に関すること。

(4) その他人権施策を推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ浜田市人権尊重推進委員会に諮問するものとする。

(相談体制の充実)

第 10 条 市は、人権に関する様々な相談に的確に応じ、支援するため、国、県その他の関係機関と連携し、相談体制等の充実に努めるものとする。

(浜田市人権尊重推進委員会の設置)

第 11 条 第 9 条第 3 項の規定による諮問に応じて調査審議するため、浜田市人権尊重推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、前項の規定による調査審議のほか、基本計画を検証し、及び評価し、市長に意見を述べることができる。

(委員会の委員)

第 12 条 委員会の委員は、15 人以内とする。

2 委員は、人権施策に関し識見を有する者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員にあつては、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(その他)

第 13 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に策定されている浜田市人権教育・啓発推進基本計画は、第9条第1項に規定する基本計画とみなす。

(浜田市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 浜田市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成20年浜田市条例第37号)の一部を次のように改正する。

別表浜田市国民保護協議会委員の項の次に次のように加える。

浜田市人権尊重推進委員会委員	〃 6,000円
----------------	----------

議案第 34 号

浜田市印鑑条例及び浜田市手数料条例の一部を改正する条例について

浜田市印鑑条例及び浜田市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 6 月 16 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市印鑑条例及び浜田市手数料条例の一部を改正する条例

(浜田市印鑑条例の一部改正)

第 1 条 浜田市印鑑条例（平成 17 年浜田市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）の交付を受けた登録者が、当該個人番号カードを提示して自ら申請する場合は、印鑑登録証の添付を省略することができる。

第 11 条第 3 項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）の交付を受けた者は、当該個人番号カード」を「個人番号カードの交付を受けた登録者は、当該個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は移動端末設備（同法第 16 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備をいい、同法第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）」に改め、「個人番号カードを利用することにより」を削る。

第 12 条を次のように改める。

第 12 条 削除

(浜田市手数料条例の一部改正)

第 2 条 浜田市手数料条例（平成 17 年浜田市条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）を利用することにより」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 35 号

浜田市手数料条例の一部を改正する条例について

浜田市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 6 月 16 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市手数料条例の一部を改正する条例

浜田市手数料条例（平成 17 年浜田市条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 36 号中「建築される」を「建築等をする」に改め、同条第 38 号中「建築物の建築」を「建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等」に改め、同号ア中「一敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等に係るものに限る」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 36 号

浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 6 月 16 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成26年浜田市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第1号」を「同条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1

号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第48条中「の数」を削る。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年浜田市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「次条第1項」の次に「、第8条の3第2項」を加える。

第8条の3第2項中「(居宅訪問型保育事業所を除く。)」を削る。

第26条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 37 号

浜田市外来検査センター条例を廃止する条例について

浜田市外来検査センター条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 5 年 6 月 16 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市外来検査センター条例を廃止する条例

浜田市外来検査センター条例（令和 2 年浜田市条例第 43 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 38 号

浜田市火災予防条例の一部を改正する条例について

浜田市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 6 月 16 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市火災予防条例の一部を改正する条例

浜田市火災予防条例（平成 17 年浜田市条例第 255 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条の 2 第 1 項中「自動車等（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車又は同項第 10 号に規定する原動機付自転車をいう。第 12 号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力 200 キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む」に改め、同項第 1 号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第 11 条の 2 第 1 項第 2 号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第 11 条の 2 第 1 項第 6 号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同項第 7 号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクターが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクターが当該電気自動車等から」に改め、同項第 11 号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第 12 号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第 13 号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第 16 号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第 18 号を第 19 号とし、第 17 号を第 18 号とし、第 16 号の次に次の 1 号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池

(主として保安のために設けるものを除く。)を内蔵しないこと。

第 16 条第 1 項中「いう」の次に「。以下同じ」を加える。

第 23 条第 3 項を削り、同条第 4 項第 2 号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第 7 に定めるものとしなければなら」を「健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 33 条第 2 項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りで」に改め、同項を同条第 3 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

4 第 2 項又は前項第 2 号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第 7010 号又は日本産業規格 Z 8210 に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第 7001 号又は日本産業規格 Z 8210 に適合するものとしなければならない。

第 23 条第 5 項中「前項第 2 号」を「第 3 項第 2 号」に改める。

別表第 7 を次のように改める。

別表第 7 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 11 条の 2 第 1 項の改正規定及び次項の規定は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 11 条の 2 第 1 項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の浜田市火災予防条例（以下「新条例」という。）第 11 条の 2 第 1 項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

3 新条例第 23 条第 3 項第 2 号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 78 号）附則第 3 条第 1 項の規定により読み替えて適用される健康増進法第 33 条第 2 項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。

4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第 23 条第 2 項又は第 3 項第 2 号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第 23 条第 4 項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 39 号

財産の取得について

浜田市生活路線バス三隅路線車両の更新のため次のとおり財産を取得することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び浜田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 16 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

1	取得する財産	生活路線バス車両 1 台
2	取得の方法	購入（指名競争入札）
3	取得予定価格	22,561,229 円
4	契約の相手方	浜田市熱田町 756 番地 4 有限会社岩永モータース 代表取締役 岩 永 孝 吉

議案第 40 号

財産の取得について

西部消防署弥栄出張所高規格救急自動車更新のため次のとおり財産を取得することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び浜田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 16 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得する財産 | 高規格救急自動車 1 台 |
| 2 | 取得の方法 | 購入（指名競争入札） |
| 3 | 取得予定価格 | 33,492,907 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 松江市西津田一丁目 7 番 24 号
島根トヨタ自動車株式会社
代表取締役 野々村 健 造 |

議案第 41 号

財産の取得について

高機能消防指令センターシステム更新のため次のとおり財産を取得することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び浜田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 16 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

- | | |
|----------|--|
| 1 取得する財産 | 高機能消防指令センターシステム |
| 2 取得の方法 | 購入（指名競争入札） |
| 3 取得予定価格 | 109,450,000 円 |
| 4 契約の相手方 | 茨城県水戸市宮町一丁目 2 番 4 号
アクモス株式会社 茨城本部
営業本部長 石川 稔 |

議案第 42 号

市道路線の認定について

次のとおり市道の路線を認定することについて、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 16 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認 定



詳細図



令和 5 年度

浜田市一般会計補正予算 (第 2 号)

令和 5 年度 浜田市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度浜田市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 301,998 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 38,008,291 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 5 年 6 月 16 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		5,018,133	146,007	5,164,140
	1 国庫負担金	3,626,798	81,410	3,708,208
	2 国庫補助金	1,379,680	64,597	1,444,277
19 繰入金		2,408,414	13,391	2,421,805
	1 基金繰入金	2,408,414	13,391	2,421,805
21 諸収入		1,138,515	1,900	1,140,415
	5 雑収入	725,106	1,900	727,006
22 市債		2,348,000	140,700	2,488,700
	1 市債	2,348,000	140,700	2,488,700
歳入	合計	37,706,293	301,998	38,008,291

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		5,324,630	151,687	5,476,317
	1 総務管理費	4,731,426	151,687	4,883,113
3 民生費		11,985,428	2,506	11,987,934
	3 生活保護費	805,148	2,506	807,654
4 衛生費		3,060,967	144,755	3,205,722
	1 保健衛生費	1,684,079	144,755	1,828,834
6 農林水産業費		1,924,355	3,050	1,927,405
	2 林業費	205,413	3,050	208,463
歳出	合計	37,706,293	301,998	38,008,291

第 2 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
石見まちづくりセンター (仮称)長沢サブセンター整備事業	令和 6 年 度	千円 72,124
児童養護施設整備支援事業	令和 6 年 度	44,238
企業立地奨励事業	令和5年度から令和8年度まで	2,500
道の駅ゆうひパーク浜田リニューアル事業	令和 6 年 度	20,000

第 3 表 地方債補正

(変更)

起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
まちづくりセンター整備事業	千円 44,900	千円 185,600

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 (歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	5,018,133	146,007	5,164,140
19 繰入金	2,408,414	13,391	2,421,805
21 諸収入	1,138,515	1,900	1,140,415
22 市債	2,348,000	140,700	2,488,700
歳入合計	37,706,293	301,998	38,008,291

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2総務費	5,324,630	151,687	5,476,317		140,700	1,900	9,087
3民生費	11,985,428	2,506	11,987,934	1,252			1,254
4衛生費	3,060,967	144,755	3,205,722	144,755			
6農林水産業費	1,924,355	3,050	1,927,405			3,050	
歳出合計	37,706,293	301,998	38,008,291	146,007	140,700	4,950	10,341

2 歳 入

15 国庫支出金 (1 国庫負担金)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
15 国庫支出金	5,018,133	146,007	5,164,140
1 国庫負担金	3,626,798	81,410	3,708,208
2 衛生費国庫負担金	23,506	81,410	104,916
2 国庫補助金	1,379,680	64,597	1,444,277
2 民生費国庫補助金	329,774	1,252	331,026
3 衛生費国庫補助金	42,111	63,345	105,456
19 繰 入 金	2,408,414	13,391	2,421,805
1 基金繰入金	2,408,414	13,391	2,421,805
1 財政調整基金繰入金	447,428	10,341	457,769
10 森林環境譲与税基金繰入金	500	3,050	3,550
21 諸 収 入	1,138,515	1,900	1,140,415
5 雑 入	725,106	1,900	727,006
3 雑 入	724,529	1,900	726,429
22 市 債	2,348,000	140,700	2,488,700
1 市 債	2,348,000	140,700	2,488,700
1 総 務 債	473,200	140,700	613,900
歳 入 合 計	37,706,293	301,998	38,008,291

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	保健衛生費負担金	81,410	新型コロナウイルスワクチン接種事業費 81,410
4	生活保護費補助金	1,252	生活困窮者自立促進支援事業費 1,252
1	保健衛生費補助金	63,345	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費 63,345
1	財政調整基金繰入金	10,341	財政調整基金繰入金 10,341
1	森林環境譲与税基金繰入金	3,050	森林環境譲与税基金繰入金 3,050
7	総務費雑入	1,900	コミュニティ助成事業費 1,900
1	総務管理債	140,700	まちづくりセンター整備事業費 140,700

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総 務 費	5,324,630	151,687	5,476,317		140,700	1,900	9,087
1 総務管理費	4,731,426	151,687	4,883,113		140,700	1,900	9,087
3 文書広報費	118,158	8,970	127,128				8,970
8 まちづくりセンター費	373,279	140,817	514,096		140,700		117
16 防災諸費	169,039	1,900	170,939			1,900	

2 総務費（1 総務管理費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区分			
18 負担金補助及び交付金	8,970	1 南極観測船「しらせ」入港歓迎事業	8,970
11 役務費	387	1 石見まちづくりセンター（仮称） 長沢サブセンター整備事業	140,817
12 委託料	7,930		
16 公有財産購入費	62,470		
21 補償補填及び賠償金	70,000		
26 公課費	30		
18 負担金補助及び交付金	1,900	1 地域安全まちづくり事業	1,900

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 民 生 費	11,985,428	2,506	11,987,934	1,252			1,254
3 生活保護費	805,148	2,506	807,654	1,252			1,254
1 生活保護総務費	111,739	2,506	114,245	1,252			1,254

3 民生費（3 生活保護費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
12	委託料	2,506	1 生活保護事務費 2,506

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 衛 生 費	3,060,967	144,755	3,205,722	144,755			
1 保健衛生費	1,684,079	144,755	1,828,834	144,755			
2 感染症予防費	255,714	144,755	400,469	144,755			

4 衛生費（1 保健衛生費）

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
1 報酬	2,569	1 新型コロナウイルスワクチン接種事業 144,755
3 職員手当等	787	
4 共済費	632	
8 旅費	210	
11 役務費	4,926	
12 委託料	121,320	
18 負担金補助及び交付金	14,311	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 農林水産業費	1,924,355	3,050	1,927,405			3,050	
2 林 業 費	205,413	3,050	208,463			3,050	
1 林業振興費	97,162	3,050	100,212			3,050	

6 農林水産業費 (2 林業費)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金補助及び交付金	3,050	1 豊かな森づくり推進事業 3,050

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総 括

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	(810) 563 人	927,170 千円	2,262,410 千円	1,819,845 千円	5,009,425 千円
補 正 前	(808) 563	924,601	2,262,410	1,819,058	5,006,069
比 較	(2)	2,569		787	3,356
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	945,582 千円	5,955,007 千円			
補 正 前	944,950	5,951,019			
比 較	632	3,988			

注 ()は短時間勤務の職員数 (外数)

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	(40) 550 人		2,255,655 千円	1,652,315 千円	3,907,970 千円
補 正 前	(40) 550		2,255,655	1,652,315	3,907,970
比 較					
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	785,266 千円	4,693,236 千円			
補 正 前	785,266	4,693,236			
比 較					

注 ()は短時間勤務の職員数 (外数)

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	(770) 13 人	927,170 千円	6,755 千円	167,530 千円	1,101,455 千円
補 正 前	(768) 13	924,601	6,755	166,743	1,098,099
比 較	(2)	2,569		787	3,356
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	160,316 千円	1,261,771 千円			
補 正 前	159,684	1,257,783			
比 較	632	3,988			

注 ()は短時間勤務の職員数 (外数)

職員手当の 比較	区 分	管理職手当	初任給調整手当	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当
	補正後	44,197 ^{千円}		84,632 ^{千円}	801 ^{千円}	38,784 ^{千円}
	補正前	44,197		84,632	801	38,784
	比 較					
	区 分	通 勤 手 当	単身赴任手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	46,673 ^{千円}		13,366 ^{千円}	151,905 ^{千円}	17,635 ^{千円}
	補正前	46,673		13,366	151,905	17,635
	比 較					
	区 分	宿 日 直 手 当	管理職員特別勤務手当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	災害派遣手当
	補正後	45 ^{千円}	1,720 ^{千円}	650,862 ^{千円}	403,262 ^{千円}	
	補正前	45	1,720	650,075	403,262	
	比 較			787		
比 較	区 分	退職手当組合負担金	退職手当組合 加入特別負担金	退職手当組合 特 別 負 担 金		
	補正後	365,963 ^{千円}				
	補正前	365,963				
	比 較					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料	0 ^{千円}	1 給与改定に伴う 増減額		
		2 普通昇給に伴う 増減額	普通昇給分	
		3 その他の増減分	退職に伴う減額 新規採用に伴う増額 他会計との異動等による増減額 昇格等による増減額 その他による増減等 給料額の削減による減額	

債 務 負 担 行 為 に 関 す る 調 書

事 項	限 度 額	前年度末までの支出見込額		当該年度 支出見込額	明年度以降の支出予定額		左の財源内訳	
		期 間	金 額		期 間	金 額	特定財源	一般財源
[既決分]	千円 4,185,706		千円 1,176,912	千円 865,424		千円 2,143,370	千円 416,329	千円 1,727,041
石見まちづくりセンター (仮称)長沢サブセンター整備事業	72,124	令和6年度から			令和6年度まで	72,124		72,124
児童養護施設整備支援事業	44,238	令和6年度から			令和6年度まで	44,238		44,238
企業立地奨励事業	2,500	令和5年度から			令和8年度まで	2,500		2,500
道の駅ゆうひパーク浜田 リニューアル事業	20,000	令和6年度から			令和6年度まで	20,000	20,000	
計	4,324,568		1,176,912	865,424		2,282,232	436,329	1,845,903

地 方 債 に 関 す る 調 書

区 分		前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当該年度中増減見込額		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
			起 債 見 込 額	償 還 見 込 額	
一 般 単 独 事 業 債	補 正 前 の 額	14,715,726	530,800	1,615,987	13,630,539
	補 正 額		140,700		140,700
	補 正 後 の 額	14,715,726	671,500	1,615,987	13,771,239
計	補 正 前 の 額	44,829,050	2,348,000	5,769,864	41,407,186
	補 正 額		140,700		140,700
	補 正 後 の 額	44,829,050	2,488,700	5,769,864	41,547,886